

# 年金の繰下げ受給を選択したけど 急きょお金が必要に。 繰下げ受給は取り消せる？



ユウ

年金を増やしたくて繰下げ受給をする予定だったけど、取り消して年金をすぐ受け取りたい。そんなときはどうすればいいの？



コウタ

繰下げ受給を開始する前だったら、所定の年金請求手続きを行えば通常の年金受給を開始することができるよ。



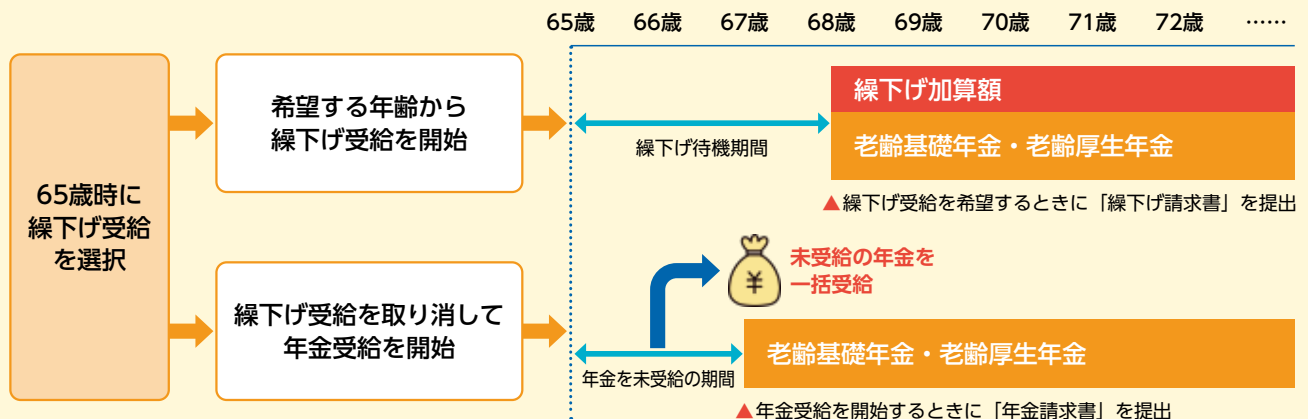
**コウタ**：65歳時に老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ受給を選択して68歳で繰下げ受給をしようとしていた人の例で説明するよ。この場合、希望する年齢から増額された年金を受け取ることももちろんできるけど、66歳以降に所定の年金請求の手続きをして繰下げ受給ではない通常の年金受給を開始することもできるよ。

**ユウ**：その場合は繰下げ加算額は付かないんだね。

**コウタ**：繰下げ受給ではないから加算額は付かないよ。この場合、65歳から請求時までの期間分の未受給の年金は一時金で受け取ることになるよ。

## ■ 繰下げ受給選択後の年金受給のパターン

※老齢基礎年金・老齢厚生年金を70歳前に請求する場合



**ユウ**：65歳時にするはずの年金請求を遅れてしまったようなイメージだね。65歳時点にさかのぼって請求したってことだね。逆に予定よりも遅く、例えば71歳で65歳にさかのぼって請求した場合はどうなるの。

**コウタ**：年金には5年の時効があるので、70歳以降80歳未満でさかのぼって65歳からの年金を請求した場合は、年金が時効消滅しないよう「特例的な繰下げみなし制度」が適用されるんだ。71歳0ヵ月で請求手続きをした場合は5年前の66歳0ヵ月で繰下げ申し出をしたものと見なされて、その繰下げ待機期間を反映した繰下げ加算額がプラスされた年金額になるんだよ。この場合、66歳から請求時までの年金額を一括受給して、71歳から繰下げ増額された年金を受給することになるよ。

**ユウ**：65歳にさかのぼらず、当初の予定通り68歳から繰下げ受給を開始する場合は請求手続きはいらないの？

**コウタ**：繰下げ受給を開始するときには改めて請求手続きが必要だよ。年金は本人が請求しないと受けられないから請求手続きは忘れずにね。